

⑦ 農 林 水 産 省

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター(平成19年4月1日設立)〈特定〉 (理事長:吉羽 雅昭)
目的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産物、飲食料品(酒類を除く。以下同じ。)及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4 日本農林規格による農林物資の格付(格付の表示を含む。)に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5 3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6 4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。8 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11 1～10の業務に附帯する業務を行うこと。 ○ 上記の業務のほか、次の業務を行う。 1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第19条の9第2項第6号の規定による検査並びに第20条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2 肥料取締法(昭和25年法律第127号)第30条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第33条の3第2項の規定による立入検査及び質問。3 農薬取締法(昭和23年法律第82号)第13条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第15条の3第2項の規定による立入検査。4 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第57条第1項の規定による立入検査、質問及び収去。5 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律(平成20年法律第83号)第13条第1項の規定による立入検査、質問及び集取。6 地力増進法(昭和59年法律第34号)第17条第1項の規定による立入検査。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)第32条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: <a href="http://www.famic.go.jp/">http://www.famic.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

### 1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には要因を分析しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)農林水産消費安全技術センター、(独)農薬検査所及び(独)肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>			
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	
(2)業務運営能力の向上	A	A	
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	
(6)人件費の削減	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	S	A	
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	
(5)肥料関係業務	A	A	
(6)農薬関係業務	A	A	
(7)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	
(8)土壤改良資材関係業務	A	A	
(9)食品表示監視業務	A	A	
(10)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	
(11)JAS規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	
(12)農林物資の格付業務	A	A	
(13)国際規格に係る業務	A	A	
(14)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	
(15)依頼検査	A	A	
(16)緊急時の要請に関する業務	A	A	
(17)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	
(18)カルタヘナ担保法関係業務	-	-	
(19)国際協力業務	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	
(1)経費(業務経費及び一般管理費)節減に係る取組	A	A	

(2)法人運営における資金の配分状況	A	A
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A
(4)随意契約の適正化に係る取組	-	A
4.短期借入金の限度額	-	-
5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	-	A
6.剰余金の使途	-	-
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A
(1)施設及び設備に関する計画	A	A
(2)職員の人事に関する計画	A	A
(3)積立金の処分に関する事項	A	A

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

<p>(総合評価に至った理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」及び「平成20年度業務実績評価の具体的な取組について(平成21年3月30日政・独委独立行政法人評価分科会)」、「平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果等についての意見について(平成20年11月26日政・独委)」及び「平成19年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果(契約の適正化に関するもの)」について(平成21年1月7日政・独委)」並びに「独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。</li> </ul>
--

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関与)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の強化	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営に努めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、センターの現状の課題である統合メリットの一層の発揮、中期目標・中期計画の確実な進捗管理及び独立行政法人整理合理化計画への対応等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示。</li> <li>○ 本部の各部及び各地域センターのすべての業務部門にスタッフ制を導入し、各部課長等の指示により、業務の進捗状況等に対応してスタッフ職員の業務内容を調整するなど、効果的に運用した。</li> <li>○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチームを次のとおり5件設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用。</li> </ul> </li> <li>安全性未審査トウモロコシの緊急検査プロジェクトチーム</li> <li>前作に使用された農薬の残留分析プロジェクトチーム</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。</li> <li>一般管理部門の要員の削減、検査等業務に従事する要員の全体に占める割合の向上の実績は年度計画を上回るものであるが、各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</li> </ul>
食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>センター全体として取り組むべき次の5課題について、プロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施。(安全性未審査トウモロコシの緊急検査) <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 安全性未審査の遺伝子組換えトウモロコシが米国からの飼料用トウモロコシに混入し国内へ流入することの防止を目的として、肥飼料検査部門及び食品検査部門によるプロジェクトチームを設置し、検査法の妥当性確認試験に参加させ技術者を訓練するとともに、保有する分析機器を有効に活用し、迅速に検査分析を実施した。</li> </ul> </li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。</li> <li>各小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。</li> </ul>
自己収入の増額にかかる取組	3(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己収入(JAS法に基づく格付業務及び飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小項目の評価結果から評価はA評価であった。</li> <li>小項目の達成状況やその他の要因を踏ま</li> </ul>

請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成20年度予算額を上回る自己収入(8,380,781円)を得た。  
など

え、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中期目標において、統合メリットを発揮し、国民に対して提供するサービスの質の向上に努めることが示されており、その取組の一つとして肥料取締法(昭和25年法律第127号)、農薬取締法(昭和23年法律第82号)及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)等の法令に基づく届出等の窓口業務及び消費者等からの食品表示等に関する相談窓口を全国の地方組織に設置することとしている。評価結果においては、職員研修の実施、ホームページ等を活用した周知及び窓口業務に係る規程類の作成等が計画どおり行われたことをもってA評価が付されているが、そのような高い評価を行う場合は、単に取組を行ったことだけでなく、その結果優れた成果が得られたことについて説明される必要がある。平成19年度においても同様の指摘を行っているところであるが、今後の評価に当たっては、取組が実施されたことに伴うアウトカムにも配慮した評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人種苗管理センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:野村 文昭)
目的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物(飼料作物を除く。)の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び及び収去を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ncss.go.jp/index.html">http://www.ncss.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	/	/	/	
(3)種苗検査業務の効率化	/	/	/	A	A	A	
(4)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(6)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A	A	
(7)種苗検査担当者の業務運営能力の向上	A	A	A	/	/	/	
(8)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	B	B	A	A	A	
(9)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
<b>2.業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	S	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	B	B	B	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)指定種苗の集取及び立入検査等の業務の質の向上	A	A	A	/	/	/	
(7)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	A	-	-	-	
<b>5.重要な財産の処分等に関する計画</b>	A	-	A	A	A	A	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 平成20年度事業は、大項目について全てがA評価となったこと、独立行政法人整理合理化計画(平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。)での指摘事項へも的確に対応がなされていること等を総合的に勘案し、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A)ものと判断した。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>北海道中央農場及び孀恋農場において、全品種について網室生産に代わりミニチューバー生産に移行を完了した。また、ミニチューバー生産を行う3農場において、次年度に全ての農場でミニチューバーを用いた増殖体系に切り替えるため、北海道中央農場において培養系種子増殖温室を新設したほか、北海道中央、十勝、孀恋農場の既存網室を改修しミニチューバー生産能力の向上を図り、所要のミニチューバーの生産を行った。</li> <li>整理合理化計画に即し、民間企業が作出した種いも(ハウスチューバー)を受け入れ、原原種生産を行えるよう規程を整備し、早期普及品種(アンドーバー)の原原種117袋を生産・配布した。また、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる協議会を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見の交換、情報の共有を行った。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ばれいしょ原原種生産において、急速増殖技術を活用した生産体系の実用化・導入が着実に進められていることは評価される。培養変異による変異体が原原種に混入することのないよう十分留意して進められたい。</li> <li>ばれいしょ原原種生産の部分的な民間移行については、一部品種の元だね作出を民間企業に移行する等、整理合理化計画に即し、着実に実施されている。</li> </ul>
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、必要性の高い種類から栽培試験方法等の検討を行い、5種類の植物について栽培を開始した。</li> <li>また、17種類について審査基準案の作成に着手し、18種類(19年度からの継続分2種類、20年度着手分16種類)について審査基準案を作成した。</li> <li>DNA品種識別技術を権利侵害紛争の解決に活用する上で重要となる主要な既存品種の標本・DNAの保存についてもセンター独自の取組みを開始した。</li> <li>栽培試験結果報告の迅速化のため、進行管理の徹底、実施農場における確実な報告書の検定の実施、多くの品種を担当する西日本農場と本所との業務分担の見直し、西日本農場の増員等を進め、栽培試験終了後から栽培試験結果報告書提出までの平均期間を2.9か月(前年度3.1か月)とした。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培試験対象植物の種類の拡大については、対象植物を5種類拡大し目標の2種類程度を2倍以上上回る達成状況となった。また、新規植物の種類別審査基準案の作成についても目標の15種類を2割上回る達成状況となっている。これらはいずれも栽培試験体制の強化に資するものであり、ともにS評価とした。</li> <li>登録品種等のDNA情報のデータベース化については、登録品種の標本・DNA保存の他、センター独自に既存品種の標本・DNAの保存を開始するなど世界に先駆けて登録品種のオリジナル性を担保する新たな仕組みの構築が進められていることからS評価とした。</li> <li>一部の植物遺伝資源や使用度の低い栽培試験の対照品種等の保存に当たっては、組織培養技術等を活用して保存することの可能性について検討をしてはどうか。</li> </ul>
予算、収支計画及び資金計画	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>支出の節減にあたり次の事項に積極的に取り組んだ。</li> <li>契約については一般競争を原則として競争性を高め本所で対応可能な契約については全て本所で実施することにより効率化を図った。</li> <li>水道光熱費及び通信運搬費については、継続した節減目標を立て、全農場へ情報提供し節減意識を高め効率化を図った。</li> <li>業務移転した金谷農場をはじめ各農場の遊休機械の機能等を調査し、他の農場に管理換することにより効率的に利用した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金は効率的に使われており、経費節減の取組みとして、一般競争を原則とする契約の実施、一括又はブロック契約による効率的な執行を行っている。また、競争入札及び随意契約等の執行状況については、監事による定期監査においてチェックを受けるとともに、ホームページで公表しており、透明性・公平性の確保に努めている。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 該当なし

	独立行政法人家畜改良センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:矢野 秀雄)
目的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 家畜、家さんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第20条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nlbc.go.jp/index.asp">http://www.nlbc.go.jp/index.asp</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化(H17までは「業務運営の効率化」)	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減				A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A				
(5)他機関との連携	A	A	A				
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	A	A	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	A	A	A	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	-	-	A	A	A	A	
(7)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(8)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.剰余金の使途</b>	A	-	A	-	A	A	
<b>6.その他省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	



2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価に至った理由)

- 個別に評価を行う最下位項目についてはS評価 1 項目、A評価 105 項目、B評価 1 項目であり、大項目についてはすべてがA評価となった。
- S評価となった特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取組による業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取組、自己収入増加への取組や資金の重点的な活用などの財務関連の取組、独立行政法人整理合理化計画を踏まえた取組を総合的に評価した結果、総合評価はA評価とした。

(2) 項目別評価

評価項目	(1)との 関連	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 要員の合理化 組織体制の見直し	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本所への事務の集中化、牧場事務の軽量化を引き続き実施して要員の合理化を図るとともに、家畜管理、飼料生産業務等の作業内容を精査し、定年退職者の状況に応じて外部化を行うなど、計画どおり順調に実施。</li> <li>• 業務の重点化、本所への事務の集中化等に対応して組織の見直しを行い、係の廃止・新設を行うなど、計画どおり順調に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A(計画どおり順調に実施された)。</li> </ul>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 育種改良関連技術	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生産性に関する形質(乳房炎等)のうち、牛の過剰排卵反応性について、候補遺伝子を探索したところ一つの候補遺伝子が特定され、その機能解析に取り組んだ。また、豚の繁殖性についても、一つの候補遺伝子が特定されるなど、計画を大きく上回り優れた成果が得られた。また、乳用牛の乳房炎及び生時体重、鶏の腹腔内脂肪量及びウィルス抵抗性について、材料を収集し DNA マーカーを分析するなど、計画どおり順調に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 生産性に関する形質に影響する遺伝子の究明において、牛の過剰排卵反応性に係る遺伝子を特定し、遺伝子の変異箇所を探索するとともに、その変異が遺伝子機能に影響することを確認した。牛において初期胚の生存性に影響する遺伝子変異の報告はあるものの、過剰排卵反応性に影響する遺伝子はこれまで見つかっておらず、世界初であり、特許出願申請を行っている。候補遺伝子の探索等を行う当初の計画内容を大きく上回り、遺伝子の特定にまで至るといった優れた成果が得られたものであることから、S評価に値すると評価した(S)。</li> </ul>
予算、収支計画及び 資金計画 財務内容の改善	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 収入については、当初予算は運営費交付金及び施設整備費補助金とも計画通りであった。また、受託収入については業務の一環として受託を積極的に行ったことにより予算に対して約 190%、諸収入については農畜産物売代のうち家畜売払代(肉用牛)、製品売払代(牛乳)及び精液売払代(乳用牛)が当初の計画より伸びたことにより約 70%それぞれ増収になった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この項目に属する評価は、個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。(A)</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- みつばちに係る業務については、整理合理化計画において廃止することとされ、平成 20 年 10 月に業務方法書を変更し、同業務を廃止しているが、業務実績報告書等においては、その実施状況が明らかにされておらず、評価も行われていない。今後の評価に当たっては、政府方針等における指摘事項に対する法人の取組状況について、業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適切性について評価を行うべきである。
- 中期目標で示された経費の削減に向けての取組については、収入及び支出について平成 19 年度までの実績額に基づき、経年比較、他法人比較及び牧場間比較を行うことにより、収入増加や経費削減に資するための要因等分析を行ったとしてA評定(計画どおり順調に実施された)と評価している。しかしながら、収入の分析において、現在無償で貸し付けている種畜の有償化について検討がなされていなかった。また、評価の特記事項として、「整理合理化計画を踏まえ、現在無償で貸し付けている種畜について有償化を検討するなど、自己収入増加の取組を一層積極的に行うべきである。」ことが言及されているが、評価に反映されていない。今後の評価に当たっては、無償で貸し付けているものも含め自己収入の増加に資するための要因等分析を十分検証した上で、自己収入の増大を図る観点から評価を行うべきである。
- 本法人の中期目標では、「DNA解析技術を活用した育種手法を早期に実用化し、家畜の改良を効率的に推進するため、生産性に関する形質(乳房炎等)及び生産物の品質に関する形質(脂肪交雑等)に影響する遺伝子を究明するとともに、選抜への利用について検討し、試行する。」ことが示されている。実績報告書では、生産性に関する形質(乳房炎等)に影響する遺伝子の究明において、牛の過剰排卵反応性について候補遺伝子を探索したところ、一つの候補遺伝子が特定され、その機能解析に取り組んだ。また、豚の繁殖性についても、一つの候補遺伝子が特定されるなど、計画を大きく上回り優れた成果が得られたとしている。これに対して、貴委員会は、候補遺伝子の探索等を行う当初の計画内容を大きく上回り、遺伝子の特定にまで至るといった優れた成果が得られたとしてS評定(計画を大きく上回り、優れた成果が得られた)と評価している。しかしながら、今回の成果が当初の計画内容に対し具体的に何が大きく上回ったのか、また、家畜の改良が効率的に推進するための選抜への利用等について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、成果が当初の計画内容に対し大きく上回ったとする具体的な内容を明らかにし、選抜への利用等についても検証した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人水産大学校(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:藤 英俊)
目的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1 水産に関する学理及び技術の教授及び研究。 2 1に掲げる業務に附随する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.fish-u.ac.jp/">http://www.fish-u.ac.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 (A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	/	/	/	A	A	A	
(2)教育研究業務の効率化	A	A	A	/	/	/	
(3)業務の効率化	/	/	/	A	A	A	
(4)事務の効率的処理	A	A	A	/	/	/	
<b>2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	A	A	A	B	A	A	
(3)就職対策の充実	/	/	/	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)その他の活動	A	A	A	/	/	/	
(6)学生生活支援等	/	/	/	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減(業務経費及び一般管理費)	A	A	A	/	/	/	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加	A	A	A	/	/	/	
(3)資金の配分状況	A	A	A	/	/	/	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.重要資産の譲渡等</b>	-	-	-	-	A	-	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>7.その他業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	/	/	/	A	A	A	
(2)施設・船舶・設備等整備	A	A	A	/	/	/	
(3)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(4)積立金の処分	/	/	/	-	-	-	
(5)情報の公開と保護	/	/	/	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	/	/	/	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(所見)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人整理合理化計画に基づき、平成20年度から水産情報経営学科を水産流通経営学科に改組するにあわせ、水産流通関連科目の充実強化を図った。</li> <li>水産業を巡る最新の情勢や新しい研究成果を適切に反映させるため、全科目の授業内容の再点検を行い、教育内容の充実を図った。</li> <li>他学科科目の円滑な履修を引き続き促進し、水産に関する総合的な教育を実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海洋基本法の施行、生物多様性に関する国家戦略の策定など、水産業をめぐる動きは激しく、そうした社会情勢を反映させた科目内容もち、専攻にかかわらず基礎的素養として身につけてもらうカリキュラム体系になるよう努めて欲しい。</li> <li>研究科においては、定員を大幅に超えて学生を受け入れている。大学設置基準に見合った教育水準を確保するためには、受入数をできるだけ定員に合わせる努力を望みたい。</li> </ul>

就職対策の充実	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 20 年度卒業・修了者の水産関連分野への就職率(内定者ベース)は、78.5%で、前年度に引き続き目標の 75%以上を確保。</li> <li>就職対策検討委員会等での協議・検討等に基づき、運営会議及び部科長会議において本校全体の就職対策方針の明確化を図り、教授会・学科会議等を通じて、すべての教職員に周知徹底。また、就職対策検討委員会等のメンバーが、それぞれ役割分担しつつ協力し合い、大学校全体での取組と学科での取組の効果的な連携を図った。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産分野への就職率の数値目標(75%)を達成しているなど、20 年度業務は順調であり、評価できる。</li> <li>就職先企業に対して定期的に意見を聞くなどして、求められている人物像、知識・技術内容などについて絶えず把握していく体制を充実させて欲しい。</li> </ul>
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「水産大学校研究報告」を計画的に発行及び研究成果を分かりやすく紹介するパンフレット「水産大学校の最近の研究成果から」を作成・配布。ジャパン・インターナショナル・シーフードショーなど産学公交流イベント等に積極的に参加し、成果の公表・普及を図った。</li> <li>広く国民一般を対象とした公開講座「誰が獲る？明日のさかなー燃料高騰や「食」の不安が広がる中でー」及び地元の西日本フク研究会との共催で公開シンポジウム「本場・下関で「ふく」を語る一意外に知らないフグの秘密ー」を開催した。また、引き続き、地元水族館において、周年にわたり、オープンラボを開催。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国、地方公共団体等への委員の数も大幅に増えており、大学として行政へ積極的な関与をうかがえる等、業務は順調に進捗していると考え、評価できる。</li> <li>研究成果の公表に関しては、「水産大学校研究報告」や「水産大学校の最近の研究成果から」をホームページで公開するなど、積極的な姿勢は評価できる。よりインパクトの高い専門誌への投稿をさらに促進して欲しい。</li> </ul>
学生生活支援等	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生のインセンティブ向上のため、引き続き、各学科の学業成績優秀者を表彰。また、経済状況・学業成績を勘案し、公平・妥当性のある審査を行い、授業料免除制度を適切に適用したほか、学生の勉学意欲を高めるため、成績優秀者授業料免除制度を新たに設け、適用。</li> <li>学生生活支援の取組として、学科クラス担当教育職員等による生活相談、看護師による健康相談、臨床心理士によるメンタルヘルス対策を連携して実施。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画は達成されているが、その水準が国立大学法人に比べて、決して高いわけではない。中期計画・中期目標との関係もあるが、できるだけ高い目標を掲げていただきたい。少子化・大学全入化のなかで競争力を維持するためには不可欠な項目になっている。</li> </ul>

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本科の学生募集についての評価においては、意欲ある学生の確保及び学生定員の充足を図る観点から、募集定員に対する倍率が 3.4 倍(前年度 2.8 倍)、学生定員 740 人に対する在学学生数が 872 人で充足率が 118%であることをもって、A 評価(計画に対して業務が順調に進捗している)と評価している。しかしながら、平成 20 年度は、入学定員 185 人に対して入学者数は 245 人で、入学者数の入学定員に対する割合が 1.32 となっている。文部科学省が行っている私立大学に対する私立大学等経常費補助金の交付事業では、教育水準を確保する観点から入学者数の入学定員に対する割合が 1.30 倍以上の場合は補助金を交付しない要件となっている。今後の評価に当たっては、教育水準を確保する観点から、入学定員に基づく入学者数の適切規模について検証をした上で評価を行うべきである。
- 本法人の中期目標では、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取組を充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が 75%以上確保されるよう努める。」とされている。この水産業及びその関連分野への就職割合の算定状況をみると、本法人では、本科、専攻科及び水産学研究科ごとに卒業・修了者数のうちの就職内定者数を母数とし、そのうちの水産業又はその関連分野へ就職者数の割合を算定している。また、評価結果においても、本法人が算定した就職割合の数値を用いて、それぞれがいずれも 75%以上であることをもって、A 評価(計画に対して業務が順調に進捗している)と評価している。しかしながら、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的及び本科の卒業者数のうちの約 4 割が進学している実態を踏まえると、i) 進学者数が増えるほど相対的に減少する就職内定者数を母数として水産業又はその関連分野へ就職者数の割合を算定していること、ii) 進学者の進学先等を考慮しないまま評価を行うことは、適切な評価とは認めがたい。今後の評価に当たっては、水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者の進学先も検証した上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構(平成18年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堀江 武)
目的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法(昭和28年法律第252号)に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと(3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。)。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等(政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。)以外の者に委託して行い、その成果を普及すること(5に掲げる業務に該当するものを除く。)。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあつせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあつせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第16条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.naro.affrc.go.jp/">http://www.naro.affrc.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成18年4月に(独)農業・生物系特定産業技術研究機構、(独)農業工学研究所及び(独)食品総合研究所の3法人が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	
(1)評価・点検の実施	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	B	A	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	A	B	B	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	
(6)行政との連携	S	A	A	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	
<b>5.重要な財産の譲渡等</b>	A	A	A	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	
<b>7.その他省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	B	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
(業務運営の効率化) 研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金によるプロジェクト研究に総額 1,291 百万円、重点事項研究強化費に 237 百万円を配分した。</li> <li>農林水産省の「実用技術開発事業」については、中核機関として継続 59 課題、新規採択 15 課題を実施し、19 年度実績を 11 % 下回ったものの 1,624 百万円を獲得した。文部科学省及び日本学術振興会の「科学研究費補助金」については、研究代表者として継続 86 課題、新規採択 54 課題を実施し、19 年度実績を 13 % 下回ったものの 264 百万円を確保した。その他の資金 867 百万円を含め、20 年度に獲得した競争的研究資金の総額は 19 年度実績を 11 % 下回る 2,975 百万円であった。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金による研究費の重点配分が行われていること、国の委託プロジェクト研究が重点実施されていることは評価できる。</li> <li>外部研究資金の獲得に関しては、若手研究者を対象とした「プレゼンテーション技術向上研修」、科学研究費補助金応募に関するセミナーを開催するなどの取り組みが行われているが、獲得額が減少していることから、その要因を解析し、獲得増に向けた取り組みを強化することを期待する。</li> </ul> <p>など</p>
(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上) 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農本科では、講義、演習及び実習の組合せにより、先端的な技術及び先進的な経営管理手法を中心に教授した。また、非農家出身の学生の就農を支援するため、厚生労働大臣の許可を得て「無料職業紹介室」を開設した。専修科では、先端的な農業技術及び先進的な経営管理手法等に関する専門的なセミナーコースを3コース実施するとともに、本科生の講義を必要に応じ履修できる科目履修コースを実施した。さらに、教育内容を改善するため、学生の授業満足度調査等を実施するとともに、学識経験者等からなる農業者大学校評議会において審議を行い、21 年度の教育内容に反映させることとした。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>入学者の確保に関しては、様々な取り組みが行われていることは評価できるが、前年度に引き続き入学定員を充足できていない。入学者確保に向けたこれまでの取り組みの効果について分析するとともに、入学者確保に向けた一層の努力が必要である。</li> <li>20 年度に実施したアンケートの結果等を反映した、より充実かつニーズに合致したカリキュラムが構成されることを期待する。卒業生の就農率(94.7%)が高いこと、新教育課程の卒業生の就農を支援するために、無料職業紹介室を開設したことは評価できる。今後は、関係機関と協力しながら、農業者大学校の必要性や目的、農業の担い手育成業務に係る国民の理解増進を進め、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待する。</li> </ul> <p>など</p>
(その他省令で定める業務運営に関する事項) 環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定毒物(4 件)、向精神薬(6 件)、国際規制物質(1 件)が不適切な保有・管理下にあることが判明した。特に、特定毒物については法令違反となるため、監督官署に報告するとともに、関係情報を公表した。このような事態の再発を防止するため、規制物質に係る法令・諸規定の教育・訓練、定期的な不要薬品の廃棄処分を徹底するとともに、規制物質を一元管理するシステムの導入について検討した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学物質等の保有・管理に関しては、これまで徹底した自主点検が行われておらず、不適切な管理下にある特定毒物等が数多く発見されている。これらの事態は内部管理体制の不十分さと当事者意識の低さの現れと考えられる。教育・訓練等の徹底や適正かつ確実な管理体制を構築するなど有効な再発防止策を策定、実施し、今後は厳重に管理していく必要がある。</li> </ul> <p>など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

〔個別意見〕

- 本法人は、中期計画で定めた「主要な研究拠点とは別に設置されている小規模な研究単位における事務及び事業については、研究資源の効率的・効果的な利用を図るため、近接する研究拠点での一元化等を図り、効率的な組織運営を行う。」ことについて、平成20年度は、全体実施計画(骨子)等を策定し、具体的な検討を開始しているところである。しかしながら、貴委員会は、全体実施計画(骨子)を策定したという事実のみを評価し、同計画(骨子)の内容についての検討がないまま当該事項が評価されている項目全体(研究資源の効率的利用及び充実・高度化)をA評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としている。今後の評価に当たっては、研究資源の効率的・効果的な利用を促進する観点から、近接する研究拠点での事務及び事業の一元化等に向けて策定した全体実施計画(骨子)等の内容についても適切に評価を行うべきである。
- 本法人の農業者大学校は、平成17年度まで旧独立行政法人農業者大学校として運営され、平成18年度から本法人に移管されたものである。独立行政法人による事業として運営された平成13年度以降、入学者数が入学定員を下回る状況が平成18年度まで常態化(この間の定員充足率は40%~78%)していた。このようなことから、抜本的な見直しが行われ、入学対象者の変更、入学定員の50人から40人への削減、修業年限の3年から2年への短縮、カリキュラムの大幅な見直しが行われて、平成20年度に新たな農業者大学校として開校したものの、開校初年度である平成20年度の入学者数も31人と定員の40人を下回っている(定員充足率は78%)。これについて、貴委員会においては、農業者大学校が先端的農業技術及び先進的な経営管理手法の教授を中心とする農業の担い手の育成という目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から評価を行った結果、定員の適正規模への言及は時期尚早であり、入学定員の充足のためにこれまでの取組の分析及び入学者確保に向けた一層の努力が必要であると評価している。しかしながら、農業者大学校の定員充足の現状を踏まえると、今後の評価に当たっては、同大学校が上述の目的の達成手段として妥当かつ有効なものとなっているかという観点から、費用対効果や存廃の必要性も含めた評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農業生物資源研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:石毛 光雄)
目的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2 昆虫その他の無脊椎動物(みつばちを除く。)の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3 蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4 原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5 農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nias.affrc.go.jp/index.html">http://www.nias.affrc.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a> <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期 目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	B	B	B	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	B	B	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化				A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化				A	A	A	
(6)連携、協力の促進	A	A	A				
(7)管理事務業務の効率化	A	A	A				
(8)職員の資質の向上	A	A	A				
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×5	A×5	A×5	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	B	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	B	B	B	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(3)情報の公開と保護				A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進				A	A	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>独立行政法人整理合理化計画に従い、「生物資源のゲノム研究を加速し、その成果を新たな生物産業の創出に向けた方向で、研究課題の重点化に向けた」点検を行った。</li> <li>「課題評価」を自らが研究開発の加速・深化を図るために毎年度主体的に実施する自己点検評価と位置づけ、20年度には、19年度に改正した第2期中期目標期間における評価・点検体制の見直しを実施した。</li> <li>一般職員等の評価については、非現業国家公務員における「新たな人事評価制度」の制度設計や試行の状況を注視しつつ検討を進めてきており、一般職員の室長及び参事を対象として、20年度第1次試行(4月～6月)を実施した</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価についてこれまでの取組を踏まえ、本年度は2次評価を书面評価にするなど効率化したことは評価できる。整理合理化計画に係る研究課題の重点化に関しては、点検の基本的考え方を明確にし、それぞれの進捗状況を明らかにした上で、重点化すべき課題を明確にしたことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映方法、導入時期を明確にするなど、本中期目標期間中の導入に向けて進展したことは評価できる。引き続き、一般職員の評価制度の導入に向けた着実な取り組みを期待する。</li> </ul>
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般研究費については、中期計画課題遂行のため各研究センター・ユニット等の規模(構成員数)に応じて配分する「基本研究費」(264百万円)、研究領域長が柔軟に再配分可能な「研究領域長裁量研究費」(57百万円)、課題評価の結果に基づき、「費用対効果」の観点から配分する「重点配分研究費」(29百万円)の3種目に分けて配分。</li> <li>科学研究費補助金については、81件の応募に対し20件が採択され、採択率は25%。獲得金額は186百万円で19年度173百万円より増加。</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金による研究費の重点配分が行われていること、国の委託プロジェクト研究が重点実施されていることは評価できる。研究施設、設備に関しては、研究員のコスト意識を醸成するためにスペース課金制度を再開したこと、新たにオープンラボ「昆虫遺伝子機能解析関連施設」を開設したことは評価できる。今後とも施設・機械の共同利用を促進することを期待する。人材育成に関しては、若手任期付き研究者に特別なプログラムを設けて人材育成を図っていること、プログラムの実施を支援するための外部研修に昨年度よりも多くの職員を派遣したことは評価できる。</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページは、毎月約27万アクセスがあり、その内約22万アクセスがMaffin外からのもの。</li> <li>研究成果の発表は、査読のある原著論文で364報であり、インパクトファクターの合計値は1,008.487であった。目標数、インパクトファクター総合計値の目標ともに大幅に上回った。</li> <li>国内特許出願50件と年間平均目標値(40件)を超えた。外国出願は15件、PCT出願4件を行った。出願中の特許の内、国内特許15件、外国特許24件が平成20年度中に特許登録された。</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページによる公表に関しては、前年度と比較すると画面が見やすくなったなど改善されていること、ホームページ上のデータベースの入り口が分かりやすく整理されたことは評価できる。</li> <li>システム構築に向けた体制整備を期待する。普及に移しうる成果、査読論文、インパクトファクター、プレスリリース、特許出願等は順調に成果が出されている。新品種等の登録出願に関しては、目標を下回っており、出願に向けた取り組みを期待する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全衛生委員会が策定する年間計画に基づき、事務所内及び居室並びに実験室等の定期的な職場巡視を行い、安全衛生委員会で巡視結果を取りまとめ、運営会議やグループウェアに掲載し、職員に対する職場の安全に関する個々の意識の向上に努めた。</li> <li>毒物及び劇物取締法で規制されている特定毒物について、20年10月に管理状況の総点検を実施したところ、不適正な保有・管理がなされていた特定毒物が2件あることが判明した。直ちに関係監督官署(茨城県)へ届出を行い、立入り検査と薬事(毒物劇物)監視指導票の交付による指導を受けた。その指導に従い、改善報告書の提出や当該特定毒物の廃棄など、適切な措置を実施した。</li> </ul> <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種安全教育を実施しているが、労働災害が増加している。継続的な安全対策を期待する。化学物質等の保有・管理に関しては、平成20年10月に実施した自主点検において、不適切な管理下にある特定毒物が2件発見されている。これらの事態は内部管理体制の不十分さと当事者意識の低さの現れと考えられる。教育・訓練等の徹底や適かつ確実な管理体制を構築するなど有効な再発防止策を策定、実施し、今後は厳重に管理する必要がある。環境負荷低減に取り組み、エネルギー使用量を削減していることは評価できる。</li> </ul>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

・ 該当なし。

法人名	独立行政法人農業環境技術研究所(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:佐藤 洋平)
目的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.niaes.affrc.go.jp">http://www.niaes.affrc.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a> <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	B	B	B	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化				A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化				A	A	A	
(4)連携・協力の促進	A	A	A				
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A				
(6)職員の資質向上	A	A	A				
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×3	A×3	A×3	A×6	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	S	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	B	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>6.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	-	A	A	A	
(3)情報の公開と保護				A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進				B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>整理合理化計画で講ずべき措置とされた研究課題の重点化に向けた点検を、理事長をトップとする重点化検討委員会を中心に実施した。その結果、すべての研究課題(小課題)の必要性は確認されたものの、一部の研究課題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価についてこれまでの取組に加え、本年度は業務運営に係る中間点検を実施したことは評価できる。整理合理化計画に係る研究課題の重点化に関しては、点検の基本的考え方を明確にし、それぞれの進捗状況を明ら</li> </ul>



		<p>では役割分担明確化の措置が必要であること、計画以上に進捗している研究課題や進捗に問題のある研究課題があること等が明らかとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>研究成果の普及・活用状況の把握のため、平成14～18年度に公表した「普及に移しうる成果」について活用状況の追跡調査を実施。A(経済活動等で活用されている):13件(52%)、B(近い将来、経済活動等で活用される可能性がある):9件(36%)、C(現時点で経済活動等にされていない):3件(12%)</li> </ul> <p>など</p>	<p>かにした上で、リサーチプロジェクト(RP)の再編等を実施したことは評価できる。研究成果の普及・利用状況の把握に関しては、追跡調査を実施し重点化に向けた点検結果に反映していること、追跡調査の問題点を把握したことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映方法、導入時期を明確にするなど、本中期目標期間中の導入に向けて進展したことは評価できる。引き続き、一般職員の評価制度の導入に向けた着実な取り組みを期待する。</p>
研究支援部門の効率化及び充実・高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>所内グループウェアを積極的に活用</li> <li>事務マニュアル及び各種様式並びに各種案内等について、電子媒体を活用し共有化。</li> <li>技術専門職について、グループ制に再編、機動的・効率的な体制とした。</li> <li>研究所の広報誌「農環研ニュース」の外部委託を検討。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術専門職員を高度な専門技術、知識を要する分野に重点化することにより2名を減員したことは評価できる。所内グループウェアの積極的な活用、研究管理データベースの改善、随意契約から一般競争入札への移行を進展させていることは評価できるが、それらの効果の分析は十分ではない。研究支援部門の効率化の内容及び結果をよく分析し、経費の節減に結びつけることを期待する。</li> </ul>
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政・各種団体・大学等からの依頼に応じて、研究所が有する高度な専門的知識が必要とされ他の機関では実施が困難な昆虫及び植物の分析・鑑定(22件)を実施するとともに、農業環境にかかわる様々な技術相談(200件以上)に対応した。特に、分析鑑定に関しては、8月から9月にかけて北海道内の広域で発生した新害虫(ヘリキスジノメイガ)を同定し、関係者に注意喚起を行った。</li> <li>国、地方公共団体、他の独立行政法人、各種団体等から委嘱を受け委員会等に専門家を派遣。委員会等への参加件数(委員会数)は121件。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門研究分野を活かした分析・鑑定に関しては、行政等の依頼に応じて適宜実施したこと、特に北海道内の広域で発生した新害虫(ヘリキスジノメイガ)の同定に迅速に対応したことは評価できる。農業環境に関する講習会等に関しては、従来どおり対応しており評価できる。文部科学大臣表彰科学技術賞(理解増進部門)を2年連続で受賞(「土壌モニリスを利用した土の理解増進」、「ミニ農村の創造・展示による農村の生物多様性の理解増進」)したこと、前年度評価したIPCCからの感謝状を含め、長年の取り組みが評価されたことは高く評価できる。引き続き、行政が行う委員会への専門家の派遣、行政との情報交換会の開催、IPCC等の国際機関への協力が行われており評価できる。</li> </ul>
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境マスタープラン」、本研究所の環境・安全委員会(環境保全推進部会)の提言等に基づいて、設備機器類の省電力・省エネルギー型への改修や導入、水資源の節減やコピー用紙等紙資源の削減対策を実施。</li> <li>安全管理専門役を設置し化学物質の安全管理の取組を進めているところであるが、平成20年度においても、本研究所内での特定毒物(パラチオン、メチルパラチオン)の不適正な保管が発見された。発見後は、関係監督官署に報告し、薬品を廃棄した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境負荷低減に取り組み、エネルギー使用量やCO2排出量を削減していることは評価できる。種々の安全管理体制の強化に取り組んだにもかかわらず、一昨年度の河川への油漏れ、昨年度の不適切な化学物質の所持や使用に続き、本年度も不適切な形で化学物質の所持が発見されている。これらの事態は内部管理体制の不十分さと当事者意識の低さの現れと考えられる。抜本的に管理体制を見直し、環境関係の研究機関としての社会的な責任を果たす必要がある。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 業務実績報告書では、各方面からの依頼に基づく鑑定や技術相談、他の研究機関の研究者の指導並びに国際機関、国及び地方公共団体への協力等を積極的に行い、新害虫の同定や、長年の取組の成果が、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)のノーベル平和賞受賞に関する感謝状、2件の文部科学大臣表彰(理解増進部門)という形で認められたことをもって、想定以上の顕著な実績があがっていると認められるとしている。これに対して、貴委員会は、法人からの説明やそれに対する質疑応答を踏まえて審議を行った結果、特に北海道内の広域で発生した新害虫の同定に迅速に対応したことや、平成19年度評価においてA評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としたIPCCからの感謝状を含め、長年の取組が評価されたとしてS評定(中期計画を大幅に上回り業務が進捗している)としている。「土壌モニリスを活用した土の理解増進」や「ミニ農村の創造・展示による農村の生物多様性の理解増進」の成果に関する事業報告書等の記述は、過去30年間に渡る国内外の関係者への普及や指導活動の結果もたらされたものであることが伺えるものであり、特筆すべき成果と認められ得るものと考えられる。しかしながら、最上級の評定を付するに当たって、新害虫の同定によりもたらされた具体的成果、文部科学大臣表彰(理解増進部門)を受賞したことや昨年度A評定としたIPCCへの貢献を上回る国際機関への協力について、これらがいかに中期計画や年度計画を「大幅に」上回った取組による成果であったかについて十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、具体的な成果や貢献、中期計画や年度計画との関係を明らかにした上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国際農林水産業研究センター(平成13年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:飯山 賢治)
目的	熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、これらの地域における農林水産業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 熱帯又は亜熱帯に属する地域その他開発途上にある海外の地域における農林水産業に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習。2 1の地域における農林水産業に関する内外の資料の収集、整理及び提供。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業技術分科会(分科会長:小林 正彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html">http://www.jircas.affrc.go.jp/index.sjis.html</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a> <a href="http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm">http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h20/top.htm</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	第1期中期目標期間	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	A	B	B	A	B	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)管理事務業務の効率化	A	A	A				
(6)職員の資質向上	A	A	A				
(7)海外滞在職員等の安全と健康の確保	A	A	A				
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×2	A×2	A×2	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	B	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	S	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	B	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>6.剰余金の使途</b>	—	A	—	—	—	—	
<b>7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	—	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	—	A	A	A	
(3)情報の公開と保護				A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進				A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(評価に至った理由)

- 「1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画」及び「7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
評価・点検の実施と反映	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標期間の中間年度であること及び「研究課題の重点化に向けた点検を平成20年度中に実施する」という「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえ、見直し背景の検討、開発途上地域の共同研究相手機関からの意見聴取、所内検討会議(10月)等を含め、研究業務の中間評価・見直しを実施。プロジェクト目標達成に問題のある研究課題を整理・再編する一</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年度の指摘を踏まえ、評価の視点を明確にしたこと、外部評価委員を増員したことなどは評価できる。整理合理化計画に係る研究課題の重点化に関しては、2課題を中止し一定の成果がみられる。しかしながら、課題設定時からの問題点、中止に至った理由、反省点等が明記されていないなど、一覽の自己評価を活用した自己の問題点と改善点のさらなる明確</li> </ul>

		<p>方、研究業務を一層重点化するため検討を行った。具体的には、32の研究プロジェクトのうち、見直し・重点化を必要と判断された12プロジェクトについては、中止・強化(拡充)、重点化の方向で対処した。中期目標期間中にプロジェクト目標達成が困難と判断された「熱帯ササゲ」、「熱帯土壌管理」の2プロジェクトを中止。現行プロジェクト(「ストレス耐性ネリカ」、「インドシナ水供給変動」)の組替え2件を含む5件を平成21年度から実施。</p> <p>など</p>	<p>化を期待。研究資源投入の費用対効果に関しては、中課題ごとに予算、エフォートと査読論文数等が示されているが、懸案事項である包括的な視点から効果を計るための指標や活動の在り方については検討はあまり進展していない。成果の普及・利用状況に関して、一部国際プロジェクトにおいて海外の共同研究機関から意見を聴取したことは評価できる。研究職員の業績評価の処遇への反映や一般職員を対象とした評価制度の導入に関しては、本中期計画期間中の導入に向けて進展したことは評価できる。</p>
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理事長インセンティブ経費(平成20年度予算額4,000万円)により、所内公募のボトムアップ提案課題についてトップダウンとの整合性を取り、現時点で重要事項への対応や将来の課題の発掘を実施。</li> <li>• 平成21年度科学研究費補助金は、代表者として28件の応募を行い、2件の交付内定を受けた(平成21年度は継続を含め10件実施)。科学技術振興調整費は、代表者として2件応募した。受託研究には27件が採択された。民間助成等の外部資金には7件の応募を行い、1件が採択された。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理事長インセンティブ経費の目的に応じた配分や、研究評価の過程で得られたコメントを基にして研究計画を作成し研究資金の査定を行っていることは評価できる。科学研究費補助金の獲得件数がやや増加していることは評価できる。領域長とプロジェクトリーダーの役割分担については第3期中期計画に向けて検討することとしており具体的には進展していない。</li> </ul> <p>など</p>
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 学術雑誌、機関誌等に138報(査読あり)を発表し、中期計画上の数値目標(112報/年度)を達成。学会、シンポジウム等の口頭発表は276件。</li> <li>• 「地球規模気候変動シンポジウム:アジア太平洋地域における農業研究の責務」(つくば市にて開催)をはじめとする国際シンポジウム・ワークショップを28件(うち研究プロジェクト関係は24件)開催し、中期計画上の数値目標(6件/年度)を達成。</li> <li>• 15件のプレスリリースを行い、新聞・雑誌・テレビ・ラジオの報道件数は、24件。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際共同研究に関しては、成果の公表は行われているが、国民との双方向コミュニケーションは十分ではない。研究ニーズ把握として、主要な共同研究機関51機関に対してプロジェクトへの要望を調査したことは評価できる。海外におけるニーズ調査を充実させて、今後の研究推進に反映されることを期待する。普及に移しうる成果、査読論文、特許出願等は順調に成果が出されているが、重要な成果に関するプレスリリースについては不十分である。つくば本部における市民講座等の開催を含め、国民にたいする積極的なアウトリーチ活動が必要である。</li> </ul> <p>など</p>
環境対策・安全管理の推進	7(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1か月以上の出張者等延べ175名及び医療途上国への出張者延べ166名について、保険会社の緊急移送サービス契約及び緊急時の国外脱出サービス契約を締結。</li> <li>• 通信事情の悪いギニア、ニジェール、ナイジェリア、モンゴルへ出張する者に衛星携帯電話を携行させた。</li> <li>• 外国出張者に係る事務手続き及び安全対策等の留意事項をまとめた「外国出張者の手引き」を作成。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外出張に係る職員の安全確保のため、連絡調整や研究支援体制の担当窓口の一元化を図ったことは評価できる。環境対策については、日常的な取り組みを行っているが、その具体的な効果の分析を踏まえ、さらなる取り組みの強化を期待する。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中国現地調整業務及び事業用車については、整理合理化計画において中国現地調整業務を廃止すること及び平成22年度までに事業用車13台中8台を削減することとされている。このため、20年度は、中国現地調整業務の廃止に向けた手続を進め、事業用車についても2台を削減しているが、これらの取組については、業務実績報告書等で明らかにされておらず、評価も行われていない。今後の評価に当たっては、中国現地調査業務の廃止及び事業用車の削減に向けた取組の実施状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その適切な実施を促す観点からの評価を行うべきである。
- 本法人の平成20年度における給与水準は、対国家公務員指数(年齢勘案)で106.7(事務・技術職員)と国家公務員の水準を上回っている。その理由として、同年度の給与水準等公表における本法人自身の説明によると、旧独立行政法人緑資源機構からの承継職員は当法人の職員給与規程等の基準を適用したが、海外農業開発事業はその専門性等から承継職員は全員が大学卒・大学院卒と高学歴であり、海外で農業開発に関連した調査を行う者で高度な専門性と知識・能力が要求されることから俸給の特別調整額受給者が32名中16名と高い(50%)こと、承継職員の単身赴任手当受給者が32名中8名と受給比率が高い(25%)こと、事務・技術職員に占める承継職員の割合が高い(58名中32名、55.2%)ことが挙げられており、承継職員の段階的な給与水準引き下げ過程にもかかわらず高い指数になった主な要因と推察している。また、事務・技術職員全員が地域手当支給地(茨城県つくば市:3級地)又は特地勤務手当支給地(沖縄県石垣市:国における3級地相当)に勤務していることも高い指数となった一因と推察されることが挙げられており、貴委員会の評価結果においては「人件費削減の取組や給与水準の適切化に向けた取組は計画通り実施されている」と記載されている。しかしながら、評価結果において法人の説明の合理性についての検証状況が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、法人の説明が国民の納得が得られるものとなっているかどうかの観点から検証し、その結果を評価結果において明らかにすべきである。

法人名	独立行政法人森林総合研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:鈴木 和夫)
目的	森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、林木の優良な種苗の生産及び配布等を行うことにより、森林の保続培養を図るとともに、林業に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1 森林及び林業に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 森林及び林業に関する試験及び研究に必要な標本の生産及び配布を行うこと。3 林木の優良な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3の業務に付帯する業務を行うこと。5 旧独立行政法人緑資源機構から承継した水源林造成事業、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業並びに緑資源幹線林道に係る債権債務管理及び保全管理業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	林野分科会(分科会長:太田 猛彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html">http://www.ffpri.affrc.go.jp/index-j.html</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	備考
＜総合評価＞	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成19年4月に(独)森林総合研究所と(独)林木育種センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。また、(独)森林総合研究所は平成20年4月に(独)緑資源機構の業務の一部を承継したが、紙面の都合上、承継前の(独)緑資源機構の評価項目は記載していない。
＜項目別評価＞			
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	
(1)経費の抑制	a	a	
(2)効率的・効果的な評価の実施及び活用	a	a	
(3)資源の効率的利用及び充実・高度化	a	a	
(4)管理業務の効率化	a	a	
(5)産学官連携・協力の促進・強化	b	a	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	s×2 a×16 b×1	s×1 a×17 b×1	
(2)水源林造成事業等の推進		s×1 a×13	
(3)行政機関等との連携	a	a	
(4)成果の公表及び普及の促進	a	a	
(5)専門分野を活かしたその他の社会貢献	a	a	
<b>3.財務内容の改善</b>	A	A	
(1)経費節減に係る取り組み	a	a	
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加に係る取り組み	a	a	
(3)法人運営における資金の配分状況	a	a	
(4)長期借入金等の着実な償還		a	
(5)業務の効率化を反映した予算計画の実行及び遵守		a	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	—	A	
<b>5.重要な財産の譲渡に関する計画</b>		A	
<b>6.剰余金の使途</b>	—	—	
<b>7.その他農林水産省令で定められている業務運営に関する事項等</b>	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	a	a	
(2)人事に関する計画	a	a	
(3)環境対策・安全管理の推進	a	a	
(4)情報の公開と保護	a	a	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の評定)

- 農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会(以下「分科会」という。)が、独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)の平成20年度の業務の実績について、「独立行政法人森林総合研究所の業務の実績に関する評価基準」により、中期目標及び同目標に基づき作成された中期計画の達成度合いを客観的に判断するため評価単位を設定し、取り組むべき課題の達成状況の評価し、その結果を基本として総合評価を行った結果、「A」と評定した。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
経費の抑制	1(1)	＜試験・研究及び林木育種事業＞ ・業務経費及び一般管理費について、業務の	・引き続き着実な経費等の削減に取り組まれた(a)。

	<p>優先度に基づく執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を引き続き強化。自動車8台減、本所及び支所の研修生宿泊施設廃止による委託経費減などにより18年度一般管理費比4%相当額48,781千円を含め運営費交付金全体で280,927千円を削減。また、20年度の業務経費は前年度に比し2.8%減、一般管理費は前年度に比し3.6%の減となった。</p> <p>&lt;水源林造成事業等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月の旧緑資源機構解散に伴い、旧機構が実施していた水源林造成事業等を承継し、本研究所内に森林農地整備センターを設置し、旧機構本部を2フロアから1フロアに縮減し、借上げ経費を削減などにより一般管理費全体で25.6%を削減。</li> <li>旧機構の退職者の不補充に加え機構職員の他法人への移籍等に取り組み、平成20年度期末の職員数(563名)は平成19年度末と比べて104名の減。</li> <li>事業費については、「森林総合研究所コスト構造改善プログラム」に基づくコスト縮減に努めつつ、効率的に実施したことなどにより、平成19年度に対し7.9%の削減。</li> </ul>																									
<p>生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発</p>	<p>2(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>マツ材線虫病の早期診断を可能にする簡易で高感度のマツザイセンチュウ検出試薬キットを開発し、特許申請を行った。これにより、熟練した研究者でなくとも簡単に検出できることになり、枯損以前の樹体内での挙動の解明や多量のサンプル解析などが進むと共に、早期発見に基づく対策技術の開発、ヨーロッパなど未知の近縁種のいる地域での検出など、研究・応用両面で画期的な展開が期待される。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は現場にも大きく貢献するものであり、高く評価できる(s)。</li> <li>有効な成果が得られているので、その普及をより一層進められたい。</li> </ul>																								
<p>特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業</p>	<p>2(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年度は新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法のうち、6件について、14箇所の工事に採用し施工した。</li> <li>平成20年度は、9区域において、農家・地域住民等が主体となる直営施工についての地元説明会等を実施した。このうち郡山区域において水路の防護柵0.3kmと邑智西部区域において鳥獣害防止柵3.2kmを直営施工により実施した。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新技術・新工法の開発が計画を上回って進捗し、実際に採用されていることは高く評価できる。都道府県等でも参考になると考えられることから、新技術・新工法によってコストダウン等どの程度効果があったかを積極的に広報されたい(s)。</li> <li>新技術の積み重ねによるコンクリート二次製品の使用などにより、コスト縮減と工期短縮につながったことは評価する。必要に応じて追跡調査を実施し、今後の事業に活かすなど、引き続き、技術力の向上と技術の継承に取り組みされたい。</li> <li>地域住民との連携を通じて、良好な維持管理を図るよう、引き続き努められたい。</li> </ul>																								
<p>専門分野を活かしたその他の社会貢献</p>	<p>2(5)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林業用種子の発芽効率の鑑定(53件)、線虫検出検査(44件)、木材の鑑定(46件)、難燃剤を注入した木材の燃焼量測定試験(8件)、昆虫の鑑定(20件)等合計227件(平成19年度:243件)の依頼があり、その分析及び鑑定を実施。</li> <li>研修生受け入れ数の推移</li> </ul> <table border="1" data-bbox="459 1709 938 1921"> <thead> <tr> <th></th> <th>H16年度</th> <th>H17年度</th> <th>H18年度</th> <th>H19年度</th> <th>H20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受託研修生</td> <td>109</td> <td>95</td> <td>114</td> <td>92</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>海外研修生 (JICA等)</td> <td>70 (228)</td> <td>60 (277)</td> <td>56 (239)</td> <td>77 (327)</td> <td>99 (356)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>179 (337)</td> <td>155 (372)</td> <td>170 (353)</td> <td>169 (419)</td> <td>206 (463)</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	受託研修生	109	95	114	92	107	海外研修生 (JICA等)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	77 (327)	99 (356)	合計	179 (337)	155 (372)	170 (353)	169 (419)	206 (463)	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林総研は、我が国で唯一多数の森林・林業分野の研究者が在籍する大変貴重な組織であり、森林総研でしかできないことがあるので、今後も継続して取り組まれたい。</li> <li>海外からの日本に対する評価として、戦略化を図られたい。</li> </ul>
	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度																					
受託研修生	109	95	114	92	107																					
海外研修生 (JICA等)	70 (228)	60 (277)	56 (239)	77 (327)	99 (356)																					
合計	179 (337)	155 (372)	170 (353)	169 (419)	206 (463)																					

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中期目標で示された「特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の計画的で的確な事業の実施」に関する評価結果においては、中期目標期間中に完了するものとされた6区域の事業の実施状況は、業務実績報告書にも記載され、計画的に事業管理を行い、着実に進捗を図ったと評価されているが、業務実績報告書等に記載されていない3区域を含む事業実施中の9区域の事業については、区域ごとの計画進捗状況や効率的な実施状況等が明らかにされないまま、a評定(中期計画に対して業務が順調に進捗している)と評価されており、根拠の説明が不十分である。今後の評価に当たっては、中期目標期間中に完了する事業だけではなく、実施しているすべての事業ごとの計画進捗状況や効率的な実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業ごとの計画的で的確な事業の実施について評価を行うべきである。
- 出版物については、整理合理化計画において、自己収入の増大を図る観点から、対価徴収を行うこととされている。このため、法人では、平成19年度に業務方法書を改訂し、20年度に関連する諸規程の点検を実施して、出版物の対価徴収を行う体制の整備を図っているが、これらの取組については、評価が行われていない。今後の評価に当たっては、出版物の対価徴収に関する取組や実績について、自己収入の増大を図る観点から評価を行うべきである。
- 生物多様性保全技術及び野生生物等による被害対策技術の開発については、中期計画において、「生物の多様性を保全するとともに、多発する獣類や病害虫による森林被害を防止し、健全な森林を維持するため、固有の生態系に対する外来生物又は人間の活動に起因する影響の緩和技術、固有種・希少種の保全技術及び緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術等の開発並びに獣害発生機構の解明及び被害回避技術の開発を行う」とされている。業務実績報告書では、「固有の生態系に対する外来生物又は人間の活動に起因する影響の緩和技術の開発」、「固有種・希少種の保全技術の開発」、「緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術の開発」及び「獣害発生機構の解明及び被害回避技術の開発」の課題研究開発を行い、「緊急に対応を必要とする広域森林病虫害の軽減技術の開発」の成果としてのマツ材線虫病の早期診断を可能にする簡易で高感度のマツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は、中期計画の予想以上の達成状況であるとしている。これに対して、貴委員会の評価結果では、マツザイセンチュウ検出試薬キットの開発は現場にも大きく貢献するものとして、s評定(中期計画を大幅に上回り業務が進捗している。)と評価している。しかしながら、その他の課題を含む本研究開発全体の累積達成状況をみると、全体として中期計画を着実に実行することができたことは述べられてはいるが、s評定に値することについては述べられていない。かつ、貴委員会の評価の判断においても本研究開発全体の成果に関しては十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、本研究開発全体が十分な成果を挙げたかを説明すべきである。
- 特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業に係る新技術・新工法の採用については、中期計画において、事業の高度化を一層推進する手段として、農林水産省新技術導入推進農業農村整備事業(以下「新技術導入事業」という。)等に登録されている新技術・新工法を中期目標期間中に3件以上導入するとともに、施設に対する愛着心の醸成と良好な維持管理に資する観点から地元説明会を実施するとともに、農家・地域住民等参加型直営施工工事を推進することとされている。業務実績報告書においては、平成20年度は新技術導入事業等に登録されている新技術・新工法のうち、6件について14箇所 of 工事に採用し施工したとされている。これに対して、貴委員会の評価結果では、新技術・新工法が開発が計画を上回って進捗し、実際に採用されていることにより、s評定(中期計画を大幅に上回り業務が進捗している。)と評価されているが、新技術・新工法の採用された工事箇所ごとの従来の工法等と比較した上での経費削減や工期短縮等の効果については、十分な説明がなされていない。また、農家・地域住民等参加型直営施工工事についても、その効果について十分な説明がなされていない。今後の評価に当たっては、最上級の評定を付すに当たり、採用した新技術・新工法の工事及び農家・地域住民等参加型直営施工工事の経費削減等の効果について十分な説明を行うべきである。



法人名	独立行政法人水産総合研究センター(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:中前 明)
目的	1 水産に関する技術の向上に寄与するための総合的な試験及び研究等を行うとともに、さけ類及びます類のふ化及び放流を行うことを目的とする。2 海洋水産資源開発促進法(昭和46年法律第60号)第3条第1項に規定する海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査等を行うことを目的とする。
主要業務	1 水産に関する総合的な試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。2 水産に関する試験及び研究に必要な種苗及び標本の生産及び配布を行うこと。3 栽培漁業に関する技術の開発を行うこと。4 さけ類及びます類のふ化及び放流(個体群の維持のためのものに限る。)を行うこと。5 海洋の新漁場における漁業生産の企業化その他の海洋水産資源の開発及び利用の合理化のための調査を行うこと。(6に掲げるものを除く)6 海洋の漁場における新漁業生産方式の企業化のための調査を行うこと。7 海洋水産資源の開発及び利用の合理化に関する情報及び資料の収集及び提供を行うこと。8 1～7の業務に付帯する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	水産分科会(分科会長:小野 征一郎)
ホームページ	法人: <a href="http://www.fra.affrc.go.jp/">http://www.fra.affrc.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価(A:計画に対して業務が順調に進捗している。 B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は平成18年4月に(独)水産総合研究センターと(独)さけ・ます資源管理センターが統合したものである。紙面の都合上、統合前の両法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
<項目別評価>				
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	
(1)効率的・効果的な評価システムの確立と反映	A	A	A	
(2)資金等の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	
(3)研究開発支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	
(5)国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	
(1)効率的、効果的な研究開発等を進めるための配慮事項	A	A	A	
(2)研究開発等の重点的推進	A	A	A	
(3)行政との連携	A	A	A	
(4)成果の公表、普及・利活用の促進	A	A	A	
(5)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	
<b>3.予算収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	
(1)予算及び収支計画等	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	-	-	-	
(3)重要な財産の譲渡等	-	A	-	
(4)剰余金の使途	-	-	-	
<b>4.その他業務運営に関する事項</b>	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備に関する計画	A	A	A	
(2)(職員の)人事に関する計画	A	A	A	
(3)積立金の処分	-	-	-	
(4)情報の公開と保護	A	A	A	
(5)環境・安全管理の推進	A	A	S	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究開発支援部門の効率化及び充実高度化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理事務業務の効率化、高度化 各研究所等において行っていた科学研究費補助金の支払いを本部に一元化した。</li> <li>アウトソーシングの促進 微生物等の同定・査定の業務等について、安価で良質なサービスを受けられる場合には、コスト比較を勘案しつつアウトソーシングを行った。</li> <li>調査船の効率的運用 経済船速での航行や修繕項目の見直し等に</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本部に一部事務の一元化を図る等管理業務の効率化を図ったこと、また、燃料高騰の折、経済船速や修繕項目の見直し等経費節減の努力、共同調査や水産庁調査船と連携し、調査船の効率的運用を図るなど業務は順調に進捗している。</li> <li>調査船運用に当たっては、急激な燃油高騰の中、調査に支障を来すことなく、しかも効率的に調査船調査運用計画に基づいて運用を行ったことを評価する。</li> </ul>



		より、調査船経費の削減を図り、調査船の効率的運用を推進した。 など	など
水産物の安定供給確保のための研究開発	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コイヘルペスウイルス病では、20年度は外観的に無症状で持続・潜伏感染の状態にあるコイからのウイルス検出技術の確立を目的として研究を行い、脳でのウイルス感染細胞と炎症反応の存在を明らかにし、脳が耐過魚のPCR検出最適部位であることを確認した。また、ウイルス性神経壊死症及びクルマエビの急性ウイルス血症では、垂直感染からの防除法として洗卵について検討し有効性が示唆された。特定疾病コイ春ウイルス血症(SVC)のPCR法の開発・検証を行い、検査迅速化ガイドライン改訂原案を作成し、消費・安全局に提供した。さらにマハタのウイルス性神経壊死症ワクチンでは、野外臨床試験で有効性が確認され、製薬メーカーによる認可申請に目処が立った。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>いずれの中課題も順調に成果が得られているように見受けられる。またアウトプットとしての論文発表の件数も増加しつつあり、評価できる。</li> <li>水産物の安定供給という課題に対し、基礎から応用、行政対応まで幅広い項目について、優れた研究成果を出している点を高く評価する。一方で、これだけ多面的に研究を展開すれば、新たな研究のシーズも生まれる可能性が高い。研究計画に沿って業務実績を挙げることにのみこだわらず、新しい研究の展開にも眼を向ける姿勢を期待する。</li> </ul> など
専門分野を活かしたその他の社会貢献	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際共同研究を15件、国際シンポジウム・ワークショップを9件実施した。また、各種国際研究会や天然資源の開発利用に関する日米会議(UJNR)等に職員を出席させ、国際交流、人材育成を図った。</li> <li>地方公共団体、民間等との連携を強化するため、北海道、東北等8つの地域ブロック及び2つの共通分野の研究開発推進会議と6つの専門特別部会(水産工学、養殖等)を開催し、農林水産省の事業等への共同提案課題の検討を行った。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>20年度業務実績は計画に対して順調に進捗していると見受けられ、評価できる。</li> <li>国際的活動は、組織及び個人の両方で積極的になされた。従来からの国際機関との連携や委員会活動、国際交流も順調に進展し、国際共同研究や国際研究会への参加も増加した。特に第5回世界水産学会議を共催し、サテライトシンポジウム3件を開催したことは、センターとしての好機となる。今後も日本開催の関連国際集会への積極的な取組を期待したい。カルタヘナ法への対応は地道な作業であるが、順調に実施されている。</li> </ul> など
環境・安全管理推進	4(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法に基づき本部及び研究所等に使用者及び労働者の代表で構成される安全衛生委員会を設置し、職場の安全衛生について点検・確保に努めた。</li> <li>水産総合研究センター防災会議において、災害時の職員の安否確認等について強化を図ることが決定され、迅速に職員の安否等を確認する安否確認システムを構築し、予行演習を行って災害時の迅速な連絡体制の強化を図った。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境・安全管理の推進については、昨年度までに指摘された安全衛生マニュアルの作成、災害時の職員の安否確認システムの構築、予行演習などが実施されており、高く評価できる。</li> <li>安全衛生マニュアルを作成し、ホームページ上で公開し、年度計画が進められたことを評価する。</li> <li>災害時の迅速な安否等を確認するシステムの構築、予行演習を評価する。</li> </ul> など

### 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 本法人の組織については、中期計画において、「栽培漁業センター等における事務及び事業について、比較的近接する箇所に設置しているものとの一元化等の見直しを行う。中でも国や地元自治体等のニーズに適切に対応する観点から、北海道、瀬戸内海、沖縄にある法人内組織及び増養殖分野については、先行的に研究開発等の分野の重点化や組織の一元化を実施し、上記以外の栽培漁業センターについても順次再編統合等の見直しを行う。」こととされており、平成18年度には、北海道、瀬戸内海、沖縄にある法人内組織及び増養殖分野について先行的な見直しが行われているところである。しかしながら、その後、その他の栽培漁業センターについての再編統合等の見直しや見直しに向けての検討状況については、業務実績報告書に記載はなく、それらの取組についての評価もなされていない。今後の評価に当たっては、中期計画に基づく栽培漁業センターの再編統合等の見直しの検討状況について評価を行うべきである。
- 平成20年度に交付された海洋資源開発勘定に係る運営費交付金約27.1億円のうち、年度末の運営費交付金債務残高が約2.7億円(交付額の約10.0%)となっているが、財務諸表においてその発生要因は明らかにされておらず、また、業務運営に与える影響について事業報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても事業報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人農畜産業振興機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:木下 寛之)
目的	主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする。
主要業務	1 生産者の経営安定を図るため、 (1)肉用子牛の販売価格の低落時における肉用子牛生産者への補給金の交付 (2)肥育牛生産者及び養豚農家への補てん金の交付 (3)飲用牛乳に比べて価格が安いバター・脱脂粉乳向けの加工原料乳の生産者への補給交付金の交付 (4)主要野菜の著しい低落時の野菜生産者への補給金の交付 (5)さとうきび及びでん粉原料用かんしょ生産者等への交付金の交付等を実施。 2 農畜産物の需給調整・価格安定を図るため、 (1)畜産物にあつては、①国家貿易機関として、指定乳製品等(バター、脱脂粉乳等)の輸入及び売渡し、②豚肉及び牛肉の価格低落時における買入れ、価格高騰時における売渡し等を実施。 (2)野菜にあつては、野菜の需給調整・価格安定を図るため、野菜の価格高騰時における出荷の前倒しや、価格低落時における市場隔離等の需給調整等を実施。 (3)砂糖・でん粉にあつては、内外価格差を調整するため、輸入糖や輸入コーンスターチ用とうもろこし等から調整金を徴収し、さとうきび生産者、でん粉原料用かんしょ生産者及び製造事業者に対し交付金を交付。 3 畜産物、野菜、砂糖及びでん粉の農畜産物の価格、内外の農産物需給等に関する情報の収集・整理・提供を実施。 4 BSEや鳥インフルエンザの発生、配合飼料価格の高騰、燃油価格の高騰等に対応した緊急対策等の実施。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: <a href="http://www.alic.go.jp">http://www.alic.go.jp</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. 小項目を a, b, c の3段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の削減・効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)経費の削減(抑制)	A	A	A	A	A	A	
(3)業務執行の改善	A	A	A	A	A	A	
(4)組織体制の整備	A	A	A	A	A	A	
(5)補助事業の効率化等	A	A	A	A	A	A	
(6)業務運営能力等の向上	A	A	A	A	A	A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)畜産関係業務	A	A	A	A	A	A	
(2)野菜関係業務	A	A	A	A	A	A	
(3)砂糖関係業務	A	A	A	A	A	A	
(4)でん粉関係業務				A	A	A	
(5)情報収集提供業務	A	A	A	A	A	A	
(6)蚕糸関係業務	A	A	A	A	A	A	
<b>3.予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費及び一般管理費節減に係る取り組み	A	A	A	A	A	A	
(2)資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
(3)「資金管理運用基準」に基づく、安全性に十分留意した効率的な運用						A	
(4)余裕金の効率的な運用状況	A	A	A	A	A	A	
<b>4.短期借入金の限度額</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)運営費交付金	—	—	—	—	—	—	
(2)国産糖価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(3)でん粉価格調整事業	A	A	A	A	A	A	
(4)生糸売買事業	A	A	A	A	A	A	
<b>5.剰余金の使途</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>6.重要な財産の譲渡等</b>	—	—	—	—	—	—	
<b>7.その他省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)長期的な借入れを行う場合の留						—	

意事項							
(3)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(4)前期中期目標期間繰越積立金の処分							A

2. 府省評価委員会による平成 20 年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 中期計画の中項目の積み上げ結果(3段階評価)を踏まえつつ、業務運営に対する主な意見等、監事監査の結果等を勘案して評価を行った。この結果、平成 20 年度の業務は、中期計画の達成に向けて順調に行われている(A)。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 当該事業年度に計画した具体的な削減額と実績との対比	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般管理費(人件費を除く。)については、随意契約の見直しや定期的な日常業務の点検、業務の適切な進行管理等により、平成 19 年度に比べ 35.9%削減。</li> <li>人件費については、給与水準及び管理職手当の引下げ、地域手当の不採用等を着実に実施するとともに、ポストオフ、管理職への昇格抑制、昇給幅の抑制、業務専門職等を導入等、人件費の削減に取り組んで、平成 17 年度に比べ9%削減。</li> </ul>	<p>a(達成度合いは 90%以上であった)</p> <p>a(達成度合いは 100%以上であった)</p>
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 ホームページの活用等	2(5)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの改訂、月2回以上の更新等を通じ、20 年度のアクセス件数は年度計画の目標値(543 万件)に対し、604 万件であった。</li> </ul>	a(達成度合いは 100%以上であった)
<b>その他省令で定める業務運営に関する事項</b>			
職員の人事に関する計画(人員及び人件費の効率化に関する目標を含む)	7(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月の超過勤務時間を集計、増加した場合はその原因を分析し、超過勤務の削減を図るとともに、適時適切に人事異動を行い、職員の適正な配置に取り組んだ。また、機動的で柔軟な業務運営ができる体制を整備するため、年間で 24 名の勘定間異動を実施した。</li> <li>前中期中期目標期間の期末(平成 19 年度)の常勤職員数 217 名に対して、期初の常勤職員数を 2 名削減し、215 名とした。</li> </ul>	<p>a(方針通り順調に実施された)</p> <p>a(計画どおり順調に実施された)</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 20 年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 札幌、鹿児島及び那覇の各地方事務所については、中期目標において、業務実績等を踏まえ、その在り方について検討し、必要に応じ見直しを行うこととされており、業務実績報告書等においては、これらの3地方事務所全体の業務実績として交付金の交付決定件数、現地確認調査対象者数、制度等の説明会の開催回数等が示されているものの、3地方事務所の在り方についての検討状況が明らかにされないまま、a 評定(設定した指標が達成された(取組は十分であった))が付されており、根拠の説明が不十分である。また、業務実績の数値をもって当該3地方事務所が「制度の適切な運営に重要な役割を果たしている」と評価されている理由も明らかになっていない。今後の評価に当たっては、法人における当該3地方事務所の在り方についての検討状況を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、その取組の適切性について評価を行うべきである。
- 畜産関係業務の牛乳に関する普及啓発等の推進については、副読本やクリアファイルの配布等による普及啓発を計画した事業実施主体数 47 に対し、その計画を実施した事業実施主体数は 47 で、達成度が 100%であったとしてa評定(設定した指標が達成された)と評価しているが、配布された副読本やクリアファイルが、牛乳に関する普及啓発等にどのように活用され効果があったのかが明らかになっておらず、また、当該配布物の作成については、経費の効率性の観点から全国規模で一括して作成すること等について検証がなされていない。今後の評価に当たっては、配布された副読本やクリアファイルが、牛乳に関する普及啓発等にどのように活用され効果があったのかを検証するとともに、作成経費の効率化に向けた取組等について評価を行うべきである。
- 畜産関係業務に関する情報公開の推進については、本法人のホームページにおいて、事業返還金を含む経理の流れに係る情報を公開しているとしてa評定(設定した指標が達成された(取組が十分であった))と評価しているが、公表されている内容には、i)牛肉等関税財源畜産振興対策交付金や学校給食用牛乳供給事業交付金等の国から交付される資金額、ii)区分経理している調整資金と畜産振興資金の資金額、iii)食肉に係る畜産振興政策等を実施する事業と酪農・乳業関係事業を実施するために支出される資金額、iv)畜産関係各会計勘定間の資金の流れ等に関する情報が含まれていない。今後の評価に当たっては、畜産関係業務に関する情報公開の推進状況について、資金の流れ等に関する情報が積極的かつ分かりやすい形で公開されているかとの観点から評価を行うべきである。
- 肉用牛肥育経営安定事業については、本法人から交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行われるもので、価格低落等により生産者の収益性が悪化した場合に的確に補てん金を交付することを目的とするものであるが、補てん金の交付状況及び基金造成の所要額や基金保有額等を考慮した補助金等の交付必要額が明らかにされないまま、補助金等の交付先である公益法人において所要の基金造成が行われたことをもって、a評定(設定した指標が達成された(取組が十分であった))が付されており、根拠の説明が不十分である。また、本法人は、この事業のほかにも、交付した補助金等により公益法人等に造成される基金をもって行う同種の事業(以下「基金事業」という。)を実施しているが、これらの基金事業の評価においても同様の問題が

みられる。今後の評価に当たっては、肉用牛肥育経営安定事業を含む基金事業(畜産関係業務の41基金(平成21年10月現在)、砂糖関係業務の4基金(平成20年12月現在))について、基金保有額を含む事業の実施状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、事業の有効性・適切性・効率性について検証を行い、その状況に応じて本法人が基金事業者に的確な指導を行うことなどを促すような評価を行うべきである。

- 本法人は、27の関連法人等(関連会社21法人、関連公益法人6法人)に対し、約479億円の出資等を行っているが、平成20年度の評価結果をみると、法人において出資等の目的、必要性等が検討され、財務諸表及び附属明細書において引き続き適切に管理されていると評価しているものの、出資等先の経営状況の分析と出資等先に対する指導状況等について業務実績報告書等に明らかにされておらず、評価も行われていない。今後の評価に当たっては、法人による出資等先関連法人等の経営状況の分析と出資等先関連法人等に対する指導状況等を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、法人における出資等の管理の適切性について評価を行うべきである。



法人名	独立行政法人農業者年金基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:伊藤 健一)
目的	農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、国民年金の給付と相まって農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 農業者年金への加入申込者の加入資格の審査・決定、被保険者の管理、被保険者からの保険料の徴収、保険料等の運用、給付金を受けようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給権者の管理。 2 旧制度の給付金を受給しようとする者の受給要件の審査・決定・支給、年金受給者の管理。 3 農地等を借り受け、経営規模の拡大をめざす者に貸し付ける業務。 4 割賦売渡債権及び貸付金債権に係る管理業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nounen.go.jp/">http://www.nounen.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20/index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価。 (必要に応じて、A評価とした場合には実績及び達成度等を総合的に勘案しS評価に、C評価とした場合には要因を分析しD評価にすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営経費の抑制	A	A	A	A	A	B	
(2)業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の合理化	A	A	A	A	A	A	
(4)委託業務の効率的・効果的実施						A	
(5)業務運営能力の向上等	A	A	A	A	A	A	
(6)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)農業者年金事業	A	A	A	A	A	A	
(2)年金資産の運用	A	A	A	A	A	A	
(3)制度の普及推進等	A	A	A	A	A	A	
3.財務内容の改善	A	A	A	A	A	A	
4.長期借入金				A	A	A	
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	
7.剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	
8.重要な財産の譲渡・担保の計画						A	
9.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)積立金の処分	-	-	-	-	-	A	

2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人から提出された自己評価シート及び業務実績報告書等をもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、評価対象の中項目のうち、「業務運営の効率化による経費の抑制等」をB評価としたが、その他についてはすべてA評価となった。これらを踏まえ、総合的に勘案した結果、全体として順調に業務が実施されていると判断し、総合評価はA評価とした。なお、中項目の評価を行うに当たっては、各小項目の達成状況及びその他の要因を分析した結果、S評価とする項目はなかった。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「現況届」様式について、業務受託機関等から現況届の提出該当者が現に年金を受給している者なのか、裁定を受けても繰り下げ支給の理由によりまだ年金受給が開始となっていない者も対象とするのか、解りづらい表現があるとの指摘を踏まえ、「現況届」様式の文面について改善した。</li> <li>電子情報提供システムの利用登録や利用登録変更等の紙媒体による申請をオンライン申請も可能とした改善や経営移譲年金の受給権者が支給停止者か否かがわかるようにした農業者年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電子情報提供システムのアクセス件数は前年度を上回っている。農業者年金受給権者現況届提出対象者一覧表の改善などのシステム開発に着手し、開発を完了するなど計画どおり順調に実施されている。</li> </ul>

		金受給権者現況届提出対象者一覧表の改善などのシステム開発に着手し、年度末までに開発を終了した。 など									
委託業務の効率的・効果的实施	1(4)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業者年金業務委託手数料(農業者年金業務)交付要綱を一部改正し、業務受託機関に対し事業実績報告書の提出を義務付けた。</li> <li>市町村段階の業務委託費を、業務受託機関ごとの被保険者数及び受給権者数に応じて区分した単価に改めた。</li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務委託費の定額部分を、業務受託機関の被保険者数及び受給権者数に応じた区分に改める見直しを実施し、業務委託費を削減している。今後とも、実施状況・効果の検証を行うなどにより委託業務の効率的・効果的实施に努められたい。</li> </ul>								
評価・点検の実施	1(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月に農業者年金事業の実施状況、次期中期目標・中期計画及び平成20年度計画、平成20年度農業者年金の加入推進、年金資産運用の基本方針の改正を議題に、3月に農業者年金事業の実施状況、農業者年金の加入推進、年金資産の運用状況、独立行政法人農業者年金基金平成21年度計画を議題とする運営評議会を開催し、委員の意見を踏まえ、             <ol style="list-style-type: none"> <li>平成20年度加入推進特別対策の実施女性農業委員及び加入推進部長を対象とした特別研修会を全国14会場で開催した。</li> <li>理事長名による「加入推進活動の一層の強化についてのお願い」を全国の加入推進部長に直接送付する働きかけを行った。</li> </ol> </li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>評価・点検の実施は、単なる数値目標の達成のみが目的ではないことから、今後とも関係部署との密接な連携のもとに業務が円滑に遂行できるよう一層努められたい。</li> </ul>								
年金資産の運用	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金給付等準備金運用の基本方針(以下「基本方針」という。)に基づき、①被保険者ポートフォリオ、②受給権者ポートフォリオ、③被保険者危険準備金ポートフォリオ、④受給権者危険準備金ポートフォリオに区分し、以下のとおり運用。             <ol style="list-style-type: none"> <li>被保険者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式及び短期資産による運用。</li> <li>受給権者ポートフォリオ:基本方針に基づき、国内債券及び短期資産による運用。</li> <li>被保険者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。</li> <li>受給権者危険準備金ポートフォリオ:基本方針に基づき、短期資産による運用。</li> </ol> </li> </ul> など	<ul style="list-style-type: none"> <li>年金資産の運用に当たっては、安全性、効率性を重視するとともに、被保険者等に対する適時適格な運用結果の情報提供に努められたい。また、必要があれば資産構成割合を見直すなど適切な年金資産の運用に努められたい。</li> </ul>								
制度の普及推進等	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度当初の担当者会議において、効果の高い活動事例を活用した制度普及の推進、認定農業者等に重点的に加入を勧めること等を明確化した加入推進取組方針(戦略プラン)を業務受託機関等に示すとともに、基金と受託機関が一体となり効率的・効果的な加入推進に取り組んだ。</li> </ul> <p>年度別新規加入者数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>対前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規加入者数</td> <td>4,173人</td> <td>3,707人</td> <td>88.8%</td> </tr> </tbody> </table>		19年度	20年度	対前年度比	新規加入者数	4,173人	3,707人	88.8%	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規加入者については、平成20年度計画の目標値を達成すべく普及・啓発活動を行ったが、株価の低迷など資産運用環境の悪化、農業資材等の高騰による農業経営環境の悪化及び農業委員会の選挙による加入推進体制の一時的な後退等の特殊事情・外的要因が働き、目標を達成できていないことから「b」評価とした。平成20年度の新規加入については、前記のような特殊事情・外的要因が働いたとはいえ、平成19年度に続き、「b」評価となっている。今後は、認定農業者、家族経営締結者等に重点的に加入を勧めることを明確にした加入推進取組方針に基づくメリハリの効いた効果的・効率的な普及推進活動等をより一層推進し、平成21年度においては計画を確実に達成されたい。</li> </ul>
	19年度	20年度	対前年度比								
新規加入者数	4,173人	3,707人	88.8%								

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 農地売買貸借等勘定において平成20年度に交付された運営費交付金1.3億円のうち、期末の運営費交付金債務残高が約0.5億円(交付額の40.5%)となっている。当該執行については業務の仕組みから適正なものであり、当該事実については評価結果等に記載されているが、その発生要因や業務運営に与える影響について事業報告書等で明らかにされていない。今後の評価に当たっては、運営費交付金の執行状況が業務運営に与える影響についても業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価すべきである。

法人名	独立行政法人農林漁業信用基金(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:堤 芳夫)
目的	農業信用基金協会が行う農業近代化資金等に係る債務の保証、漁業信用基金協会が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会の業務に必要な資金を融通すること並びに林業者等の融資機関からの林業の経営の改善に必要な資金の借入れ等に係る債務を保証することにより、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑にし、もって農林漁業の健全な発展に資することを目的とする。このほか、農業共済団体等が行う保険事業等に係る保険金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行い、及び漁業共済団体が行う漁業共済事業等に係る共済金等の支払に関して必要とする資金の貸付け等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業信用基金協会等が行う農業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。2 林業者等が融資機関に対して負担する債務の保証を行うこと。3 漁業信用基金協会等が行う漁業近代化資金等に係る債務の保証等につき保険を行うこと。4 農業共済団体等の保険金又は共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。5 漁業共済団体等の共済金又は再共済金の支払に必要な資金の貸付等を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会(委員長:松本 聡)
分科会名	農業分科会(分科会長:松本 聡)
ホームページ	法人: <a href="http://www.affcf.com/">http://www.affcf.com/</a> 評価結果: <a href="http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20index.html">http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h20index.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	第1期中期 目標期間	H20年度	備考
<総合評価>	A	A	A	A	A	A	1. A、B、Cの3段階評価 (必要に応じて、A評価については、業務の実績及び達成度合を総合的に勘案し、S評価に、C評価とした場合には、要因を分析し、D評価とすることができる。)。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。
<項目別評価>							
<b>1.業務運営の効率化</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)事業費の(削減)効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営体制の効率化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費支出の抑制	A	A	A	A	A	A	
(4)人件費の抑制						A	
(5)内部監査の充実	A	A	A	A	A	A	
(6)内部統制機能の強化						A	
(7)評価・分析の実施	A	A	A	A	A	A	
(8)情報処理システムの整備(効率的・段階的な開発・運用)	A	A	A	A	A	A	
(9)調達方式の適正化						A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)事務処理の迅速化	A	A	A	A	A	A	
(2)情報の提供・開示	A	A	A	A	A	A	
(3)意見の収集						A	
(4)保険料率・保証料率・貸付金利の設定	A	A	A	A	A		
<b>3.財務内容の改善に関する事項</b>						A	
(1)適切な保険料率・保証料率・貸付金利の設定						A	
(2)引受審査の厳格化等						A	
(3)モラルハザード対策						A	
(4)求償権の管理・回収の強化等						A	
(5)代位弁済率・事故率の低減						A	
(6)基金協会及び共済団体等に対する貸付けの回収						A	
(7)資産の有効活用						A	
<b>4.予算、収支計画及び資金計画</b>	B	A	A	A	B	B	
(1)経費節減(業務経費一般管理費)	A	A	A	A	A	B	
(2)法人運営における資金の配分状況	-	-	-	-	A	-	
(3)業務収支の均衡	B	A	A	A	B		
(4)責任準備金の適切な計上	-	A	A	A	A		
<b>5.長期借入金の条件</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>6.短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	A	A	
<b>7.剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>8.その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>	A	A	A	A	A	A	
(1)人員に関する指標	A	A	A	A	A	A	
(2)人材の確保及び養成	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分にに関する事項						A	
<b>9.重要財産の譲渡等</b>	A	-	-	-	A		
<b>10.施設及び設備に関する計画</b>	A	-	-	-	A		



2. 府省評価委員会による平成20年度評価結果(H21.8.31)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(評価に至った理由)

- 法人の中期計画項目について、法人からの自己評価をもとに、評価基準に基づき評価を行った。その結果、1つの大(中)項目及び5つの小項目にB評価はあったものの、総じて高い評価であることから、総合評価はA評価とした。今後とも役員一体となった取組を通じ、農林漁業者の信用力補完という当該法人の重要な役割が十全に発揮されることを期待するとともに、B評価となった項目については改善努力を期待する。  
なお、本年度においてS評価、D評価となる項目はなかった。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関係)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																																
事業費の(削減・)効率化	1(1)	<p>● 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)の削減度合(19年度予算対比)</p> <p style="text-align: right;">単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成19年度 予算(A)</th> <th>平成20年度 決算(B)</th> <th>増減率 (B-A)÷A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業費総額</td> <td>13,727</td> <td>16,878</td> <td>23.0%</td> </tr> <tr> <td>うち保険金(農業)</td> <td>9,328</td> <td>7,084</td> <td>△ 24.1%</td> </tr> <tr> <td>    (漁業)</td> <td>2,663</td> <td>7,064</td> <td>165.2%</td> </tr> <tr> <td>    代位弁済費</td> <td>1,540</td> <td>2,652</td> <td>72.2%</td> </tr> <tr> <td>    回収奨励金</td> <td>28</td> <td>31</td> <td>10.2%</td> </tr> <tr> <td>    求償権管理回収助成</td> <td>28</td> <td>28</td> <td>0.0%</td> </tr> <tr> <td>    求償権回収事業委託費</td> <td>140</td> <td>18</td> <td>△ 86.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;事業費が増加した要因&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>漁業信用保険業務において、漁業資源の悪化による漁獲量の減少、魚価の低迷、燃油・資材の高騰等によるかつお・まぐろ漁業者、魚類養殖業者の倒産・廃業などにより、保険金の支払いが大幅に増加(165.2%)。</li> <li>林業信用保証業務において、住宅着工の減少、20年前半の資材価格の高騰等の外的要因などにより、経営が悪化し、地域の中核企業やグループ企業の倒産が相次ぎ代位弁済費が大幅に増加(72.2%)</li> </ul>		平成19年度 予算(A)	平成20年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A	事業費総額	13,727	16,878	23.0%	うち保険金(農業)	9,328	7,084	△ 24.1%	(漁業)	2,663	7,064	165.2%	代位弁済費	1,540	2,652	72.2%	回収奨励金	28	31	10.2%	求償権管理回収助成	28	28	0.0%	求償権回収事業委託費	140	18	△ 86.8%	<p>● 事業費が大幅に増加しているものの、その主要因は、事業費の削減度合の評価に当たって配慮することとされている経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因に影響を受け、本来業務である保険金、代位弁済費の支払が増えたものであり、B評価とした。</p>
	平成19年度 予算(A)	平成20年度 決算(B)	増減率 (B-A)÷A																																
事業費総額	13,727	16,878	23.0%																																
うち保険金(農業)	9,328	7,084	△ 24.1%																																
(漁業)	2,663	7,064	165.2%																																
代位弁済費	1,540	2,652	72.2%																																
回収奨励金	28	31	10.2%																																
求償権管理回収助成	28	28	0.0%																																
求償権回収事業委託費	140	18	△ 86.8%																																
事務処理の迅速化	2(1)	<p>● 各業務に関し、実際の全処理件数に対する標準処理期間内に処理された件数の割合は、以下のとおりであり、全てについて目標(8割以上)を上回る結果となった。 (処理状況(標準処理期間内の処理割合))</p> <p>農業</p> <p>保険通知の処理・保険料徴収: 99%</p> <p>保険金支払審査 :100% など</p> <p>林業</p> <p>保証審査 : 94%</p> <p>代位弁済 : 97% など</p> <p>漁業</p> <p>保険通知の処理・保険料徴収:100%</p> <p>保険金支払審査 : 99% など</p>	<p>● 目標値(8割)の100%以上であった(A)</p>																																
経費節減	4(1)	<p>● 事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、168億78百万円の支出であり、19年度予算対比で23.0%の増加となった。</p> <p>● 当期損益は、法人全体で12億50百万円の当期総利益を計上したが、林業信用保証勘定においてその当期純損失(17億50百万円)に充当するため前中期目標期間繰越積立金を取り崩したことから、利益剰余金は、68億79百万となった。</p>	<p>● 取り組みはやや不十分であった(B)。</p>																																

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成20年度評価に関する意見(H21.12.9)(個別意見)

- 中期目標で示された事業費(保険金、代位弁済費、回収奨励金、求償権管理回収助成及び求償権回収事業委託費)については、中期目標の期間中に平成19年度比で5%以上削減することとされ、20年度は1%の削減が評価指標とされている(ただし、経済情勢、国際環境の変化、災害の発生、法令の変更等外的要因により影響を受けることについて配慮する。)。20年度の事業費は19年度予算対比で23.0%の増加となっているものの、その主要因は、事業費の削減度合の評価に当たって配慮することとされている経済情勢、国際環境の変化、災害の発生等外的要因に影響を受け、当基金の本来業務である保険金や、代位弁済費の支払が増えたものであるとしてB評定と評価されている。事業費削減の評価は、19年度予算対比の指標の達成度合により評価することとしているにもかかわらず、B評定と評価した理由について達成度合(B評定の達成度合は50%以上90%未満)による説明がなされていない。今後の評価に当たっては、外的要因による影響度合をできる限り定量的に把握した上で評価指標の達成度合による評価を行うべきである。